


景観行政団体

# 高 崎 市

## 屋外広告物条例の手引き

地域の景観と調和した屋外広告物  
景観×広告ガイドライン



## はじめに

平成 23 年 4 月より高崎市は中核市となり、屋外広告物に係る事務権限が群馬県より移譲されました。

また、これに先立つ平成 21 年 4 月、本市は、景観法にもとづく景観行政団体として、「地域力で創る輝きの都市-高崎市景観計画」を策定しました。

そこで、本市は、この景観計画を遵守し、地域の良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するため、高崎市屋外広告物条例を制定し、より美しい景観まちづくりに取り組みます。

## 目次

1 高崎市屋外広告物制度の概要	1ページ
2 景観と調和した屋外広告物	2
3 屋外広告物とは	4
4 地域の区分	5
高崎市における禁止地域・場所	6
5 地域別基準 禁止地域	8
第1種許可地域	10
第2種許可地域	12
6 その他の広告物の個別基準	14
7 適用除外広告物	17
8 許可申請の流れ	20
9 許可期間と手数料	22
10 違反広告物に対する措置、罰則	23
11 屋外広告業の登録	24
※ 高崎市の景観形成の方向性	25
12 景観 × 広告ガイドライン	26

# 1

## 高崎市屋外広告物制度の概要

### 「高崎市景観計画」に即した屋外広告物行政を推進します

- ▼参照「景観と調和した屋外広告物」2～3ページ
- 参照「景観×広告ガイドライン」26～33ページ

### 屋外で公衆に向かって表示する全ての広告物が対象です

- ▼参照「屋外広告物とは」4ページ

### 表示できない地域、場所、物があります

- ▼参照「禁止物件と禁止広告物」4ページ
- 参照「地域の区分」5ページ
- 参照「高崎市における禁止地域・場所」6～7ページ

### 地域の特性や広告物の種類に応じて許可基準を定めています

- ▼参照「地域別基準」（主な広告物）8～13ページ
- 参照「その他の広告物の個別基準」14～16ページ

### 禁止や許可申請の適用が除外される広告物があります

- ▼参照「適用除外広告物」17～19ページ

### 表示する前に許可申請が必要です

- ▼参照「許可申請の流れ」20～21ページ
- 参照「許可期間と手数料」22ページ

### 表示後も、広告物の管理や点検の義務があります

- ▼参照「許可申請の流れ」20ページ

### 違反者には必要な措置を講じます

- ▼参照「違反広告物に対する措置、罰則」23ページ

### 違反広告物は除却します

- ▼参照「違反広告物に対する措置、罰則」23ページ

### 本市内で屋外広告業を営む方は登録が必要です

- ▼参照「屋外広告業の登録」24ページ

## 2

## 景観と調和した屋外広告物

## 街並み景観の重要な要素

屋外広告物は、商業・業務等が円滑に目的を達成するための情報を伝達するだけでなく、商都高崎として、まちを活気づける役割も果たしています。

しかし、その反面、屋外広告物が無秩序に表示されると、かえって情報がわかりにくくなったり、せっかくの美しい本市の景観が損なわれたりします。

屋外に表示されている広告物は、街並み景観の印象を左右する重要な構成要素だといえます。

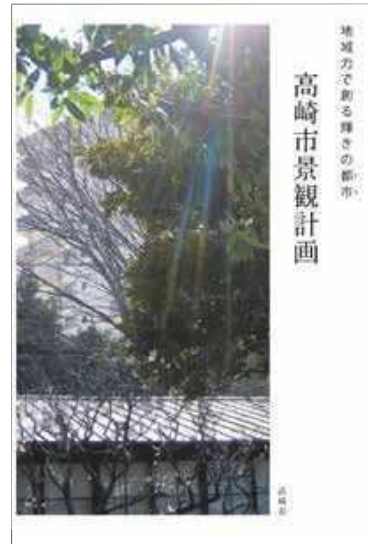
## 景観計画と屋外広告物条例

本市は、平成 21 年 4 月、景観行政団体として、景観法にもとづく「地域力で創る輝きの都市—高崎市景観計画」を策定し、それに合わせて景観条例を改正しました。

景観計画策定にあたっては、多くの市民の皆様から意見を伺い、方針等を定めましたが、その際、景観形成の大きな課題として挙げられたものの一つは、屋外広告物の表示方法でした。

そこで、高崎市景観計画第 7 章に「屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を位置付け、本市屋外広告物条例にも景観計画を反映させることとしました。

具体的には、まず、屋外広告物条例に、**高崎市景観計画を遵守した屋外広告物の表示に努めることを広告主等の責務**として規定し、屋外広告物表示に係る**許可共通基準**を定めるとともに、景観計画にそれを一歩進めた**屋外広告物配慮事項**を定めました。



高崎市景観計画冊子



■ 高崎市の景観を美しく彩る広告物を

## 高崎市屋外広告物条例における許可共通基準（全ての広告物が許可共通基準に適合しなければなりません。）

- ① 位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和していること

高崎市景観計画

第3章「地域別景観形成の方針」

第4章「行為の制限に関する事項」の景観形成基準

第6章「景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針」等を参照のこと



- ② 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、良好な景観の形成・風致の維持に配慮していること
- ③ 材料は腐食、腐朽若しくは損傷しにくいものや有効なさび止め、防腐若しくは損傷防止のための措置をしていること
- ④ 自重、積雪、風圧、地震などで、脱落、倒壊及び飛散するおそれのないものであること
- ⑤ 交通標識、信号機などと混同せず、これらを隠さないものであること

## 高崎市景観計画における屋外広告物配慮事項

本市景観計画推進のために、屋外広告物設置の際は、次のような景観的配慮をもって表示するよう努めるものとします。

- ・ 周辺の山並みへの眺望や道路の見通しの保全に配慮し、極力低層部に設置すること
- ・ 必要最小限の大きさ及び設置箇所数に留めること
- ・ 建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告物はコンパクトに集約すること
- ・ 発光を伴うものは、連続して動光などが激しく変化しないものとする
- ・ 田園地域や住宅地域においては、基調色は建築物と同系色又は白にするなど、落ち着いた色彩とすること
- ・ 全国共通のデザインであっても、図と地を反転させる、切り文字とするなどの配慮を行うこと
- ・ とくに大規模な工作物を伴う場合は、「高崎市景観色彩ガイドライン」に配慮して色彩の選択を行うこと

高崎市が、風格と賑わいをもって光り輝く都市となるためには、今ある景観をより良く見せる工夫が必要です。本市の印象を高め、美しく彩るような広告物景観の創造にご協力ください。 ▼参照「景観×広告ガイドライン」26～33ページ

# 3

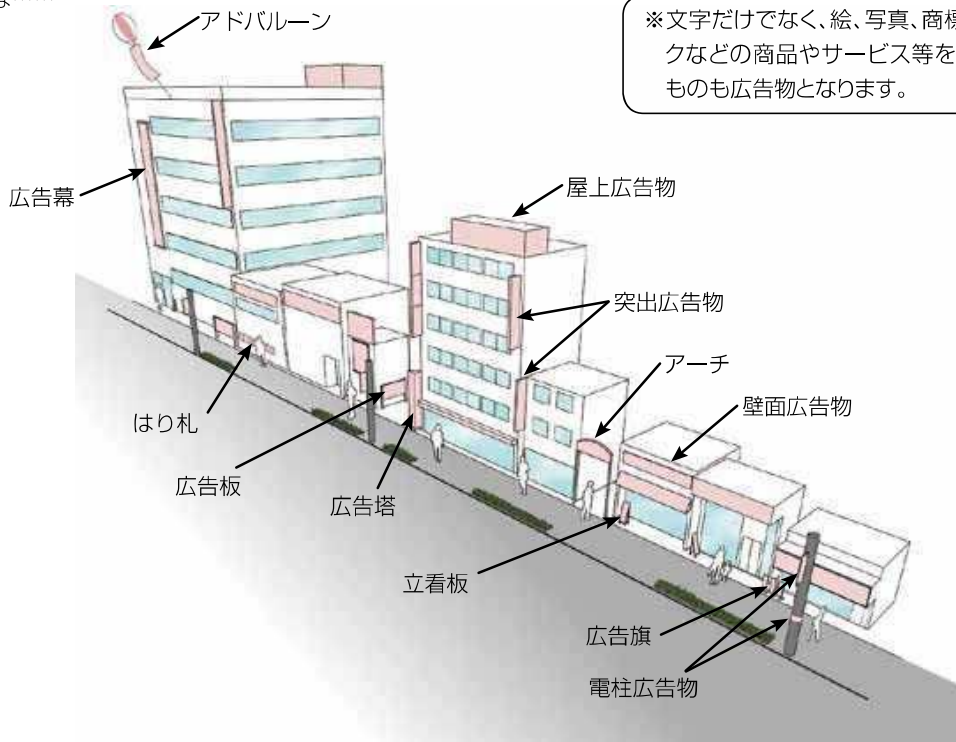
屋外で公衆に向かって表示する全ての広告物が対象です

## 屋外広告物とは

### 屋外広告物とは

「常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される」広告物です。

例えば……

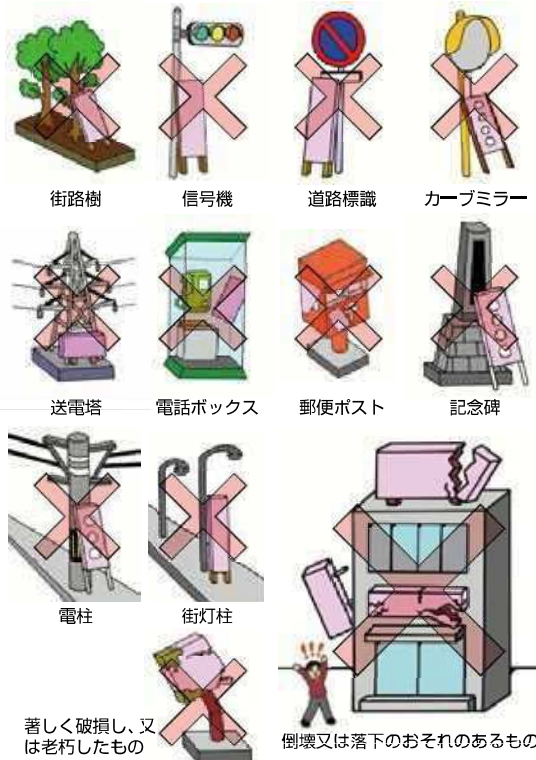


※文字だけでなく、絵、写真、商標、シンボルマークなどの商品やサービス等をイメージさせるものも広告物となります。

### 広告物を表示できない物件（禁止物件）

橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、石垣、擁壁、街路樹、路傍樹、保存樹、信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール又は歩道さく、こま止め、里程標、消火栓、火災報知機、火の見やぐら、郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、路上変電塔、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、銅像、神仏像、記念碑、景観重要建造物、景観重要樹木、道路の路面

※電柱、街灯柱には、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等を表示できません。



### 表示してはいけない広告物（禁止広告物）

- ・ 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものの
- ・ 著しく破損し、又は老朽したものの
- ・ 蛍光塗料や反射板などを使用するもの
- ・ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ・ 信号機、道路標識又は道路工事中用標識等に類似し、又はこれらの効果を妨げるおそれのあるもの
- ・ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

# 4 地域の区分

市全域を禁止地域と許可地域のいずれかに区分します

## 禁止地域と許可地域

禁止地域	良好な景観の保全を優先するため <b>原則として屋外広告物を表示できない地域</b>	
	小規模な自家広告物や案内誘導広告物等は、表示可能 (ただし、許可基準に適合していること)	住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区、重要文化財・史跡・名勝・天然記念物 とその周囲、都市公園等
許可地域	表示に係る許可基準に適合し、市長の許可を受ければ屋外広告物を表示できる地域	
	法令の規定によるものや選挙ポスター、公共広告物、小規模な自家広告物等、 許可申請の不要な広告物もあります ▼参照「適用除外広告物」17～19ページ	
	<b>第1種許可地域</b> (田園住宅地域)	市街化調整区域、非線引き白地地域、都市計画区域外、 第一種住居地域、第二種住居地域  ▼参照「第1種許可地域」10ページ <div style="text-align: right;">  </div>
<b>第2種許可地域</b> (にぎわい地域)	準住居地域、近隣商業地域、商業地域、 準工業地域、工業地域、工業専用地域  ▼参照「第2種許可地域」12ページ <div style="text-align: right;">  </div>	

それぞれの地域区分や広告物の種類に応じて、許可基準を定めています。

## 特別な地区

景観まちづくりに配慮した独自地区の指定・認定制度があります。

■景観保全型広告整備地区

■広告物協定地区

■広告物活用地区…「高崎駅東口駅前広告物活用地区」が指定されています。

(高崎駅東口駅前広場の北側及び南側の敷地境界線から10m以内の区域)

「高崎駅西口駅前広告物活用地区」が指定されています。

(高崎駅西口駅前広場の北側、南側及び西側の敷地境界線から20m以内の区域)

## 地区計画区域

都市計画法により定められた地区計画区域では、屋外広告物の形態や意匠等についての制限を定めている区域がありますのでご確認ください。

## 自家広告物と非自家広告物とは ▼参照 19ページ

# 4-1 高崎市における禁止地域・場所

禁止地域・場所は下記のとおりです。今後新たに禁止地域を指定または変更するときは、市長が告示をします。

## 広告物を表示できない地域（禁止地域） 条例第6条第1項各号

号	地域又は場所	※は市長が指定して定めます
1	用途地域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
	景観地区	該当なし
	風致地区	観音山
	緑地保全地域	該当なし
	特別緑地保全地区	八幡八幡宮 少林山 慈眼寺 護国神社
	生産緑地地区	該当なし
2	伝統的建造物群保存地区	該当なし
	準景観地区 ※	指定なし
3	景観重要建造物・景観重要樹木のある敷地から展望できる地域 ※	指定なし
	景観重点地区 ※	指定なし
4	市民農園	該当なし
5	国指定重要文化財・国宝・国指定重要有形民俗文化財指定建造物とその周囲 ※	指定なし
	国登録有形文化財とその周囲 ※	指定なし
6	県指定重要文化財・重要有形民俗文化財指定建造物とその周囲 ※	指定なし
	県指定史跡・名勝・天然記念物とその周囲 ※	指定なし





号	地域又は場所 ※は市長が指定して定めます	
7	市指定重要文化財・重要有形民俗文化財指定建造物とその周囲 ※	指定なし
	市指定史跡・名勝・天然記念物とその周囲 ※	指定なし
8	保安林のある地域 (名所又は旧跡の風致の保存)	榛名富士(94ha)、相馬山(箕郷町)(40ha)
9	県自然環境保全地域・緑地環境保全地域	相馬山(箕郷町)、黒岩(箕郷町)、角落山(倉淵町)、榛名神社
10	高速自動車国道・自動車専用道路	関越自動車道、北関東自動車道、上信越自動車道
	上記以外の道路・鉄道・軌道・索道 ※	指定なし
11	道路・鉄道・軌道・索道から展望できる地域 ※	<p>高速道路の本線から展望できる地域で、本線の路端から300m 以内の区域(次の場合を除く)</p> <p>1) 防音壁などで遮蔽され、高速道路から表示する広告物が見えないときは、許可地域の扱いとなります。</p> <p>2) 自家広告物は、高速道路から遮蔽されていない場合でも、表示面を高速道路に向けなければ許可地域の扱いとなります。</p> <p>*いずれも高速道路から視認できないことを広告主が明らかにする必要があります。</p> 
12	都市公園(公園、緑地)	街区、近隣、地区、運動、総合、墓園、緑地、特殊公園
13	市民緑地	該当なし
14	河川・湖沼・渓谷・高原・山・山岳とこれらの付近の地域 ※	指定なし
15	駅前広場とその付近の地域 ※	JR高崎駅、新町駅、高崎問屋町駅の駅前広場
16	官公署・学校・図書館・公会堂・公民館・博物館・美術館・体育館・病院・公衆便所の建造物とその敷地	左記に該当する地域又は場所
17	古墳・墓地とこれらの周囲の地域(周囲100メートル以内) ※	<p>山上碑及び古墳(山名町) 金井沢碑(山名町) 浅間山古墳(倉賀野町) *一部許可地域があります。 観音塚古墳(八幡町)</p> 
18	社寺・教会・火葬場の建造物とその周囲の地域 ※	指定なし
19	その他 ※	指定なし

自家広告物や案内誘導広告物など、基準に適合すれば禁止地域の適用除外となる広告物があります。

▼参照「自家広告物の適用除外の基準」8ページ  
参照「案内誘導広告物の適用除外の基準」、「案内図板の適用除外の基準」9ページ  
参照「適用除外広告物」17～19ページ

# 5-1 禁止地域

禁止地域の範囲 ▼参照「高崎市における禁止地域・場所」6～7ページ

良好な景観の形成や風致の維持が大切な場所であるため、**屋外広告物の表示は、原則禁止**です。

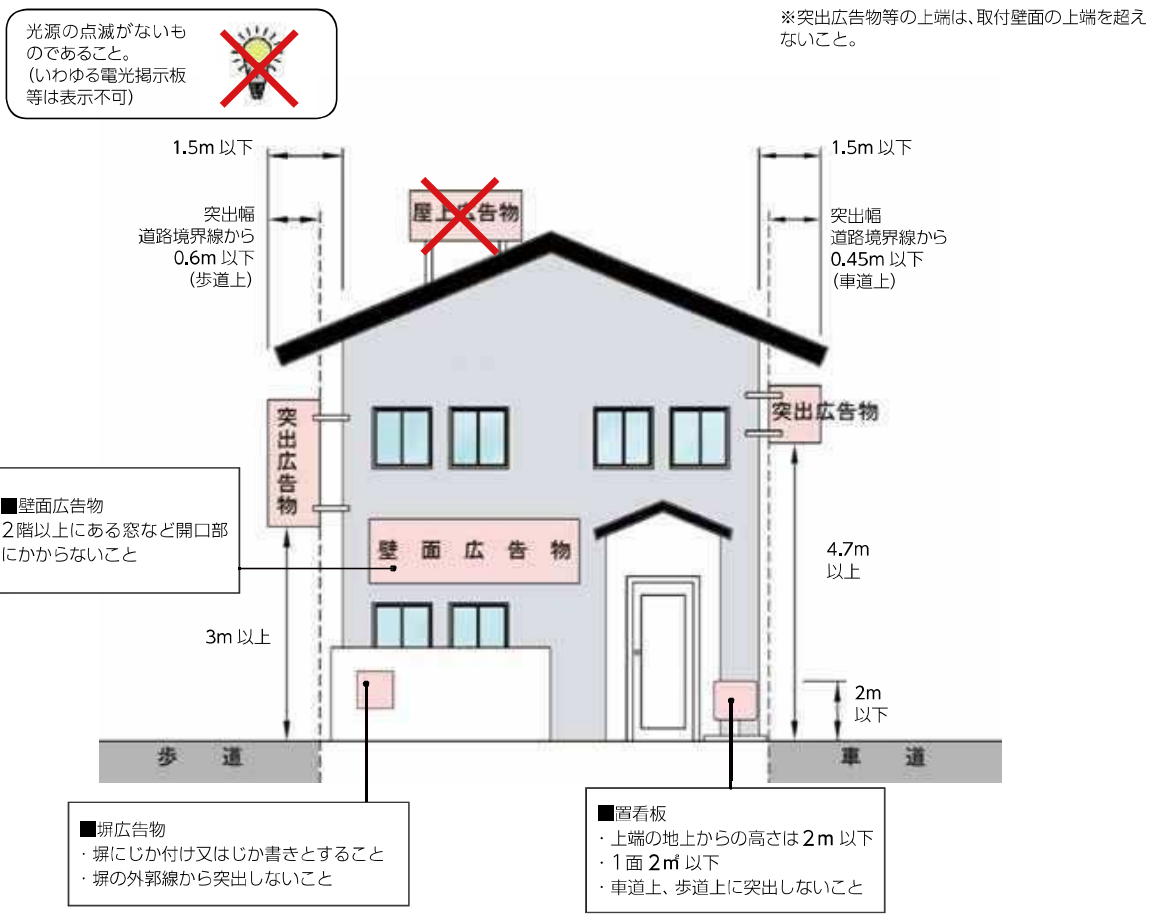
ただし、一部適用除外がありますので、その基準を遵守して周辺景観に十分配慮の上、表示してください。



## 自家広告物の適用除外の基準（許可不要）

禁止地域では、以下の条件により表示できます。

表示面積	その他の条件	備考
合計：10㎡以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上以外の場所であること</li> <li>・光源の点滅がないこと</li> <li>・許可共通基準に適合していること ▼参照3ページ</li> <li>・許可個別基準（第1種許可地域）に適合していること</li> </ul>	<p>10㎡を超えて表示することはできません。</p> <p>簡易広告物の適用除外を10㎡とは別に認めません。</p>



5-1  
基準  
禁止  
地域

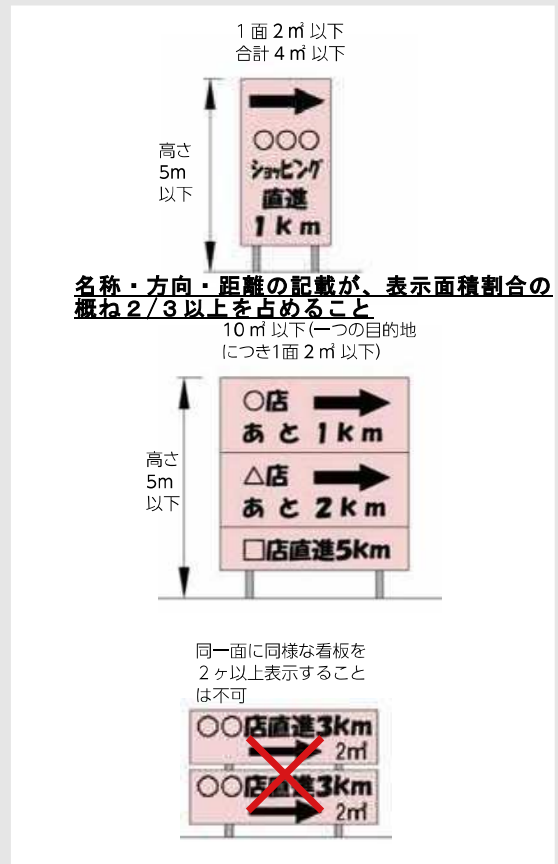
## 案内誘導広告物の適用除外の基準（要許可）

3年

案内誘導広告物は、許可を受けることにより、禁止地域にも表示できます。

### ■ 禁止地域内での案内誘導広告物の許可の基準

表示面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1面 <math>2\text{m}^2</math> 以下、かつ合計 <math>4\text{m}^2</math> 以下</li> <li>・集合で表示する場合は、1面 <math>10\text{m}^2</math> 以下 かつ合計 <math>20\text{m}^2</math> 以下 (一つの目的地につき1面 <math>2\text{m}^2</math> 以下)</li> </ul>
高さ	5m 以下
個数	一つの目的地につき合計 3個以下
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設や場所への誘導を目的としていること</li> <li>・名称、方向、距離を表示し、これらの記載が主たる表示内容であること</li> <li><b>(表示面積割合の概ね 2/3 以上とする)</b></li> </ul>
表示場所	建築物の屋上以外の場所であること
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光源の点滅がないこと</li> <li>・広告物の種類ごとの許可個別基準に適合していること</li> </ul>



5-1  
基準  
禁止  
地域

## 案内図板の適用除外の基準（要許可）

3年

案内図板は、許可を受けることにより、禁止地域にも表示できます。

### ■ 禁止地域内での案内図板の許可の基準

表示面積	$15\text{m}^2$ 以下 (面数は1面のみ)
高さ	5m 以下
表示内容	公衆の利便を図るため、地図、路線図、鳥かん図を表示するもの
表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと
表示場所	建築物の屋上以外の場所であること
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光源の点滅がないこと</li> <li>・広告物の種類ごとの許可個別基準に適合していること</li> </ul>



・表示内容は地図が基本で、公共団体、公共的団体が表示することが一般的です。

# 5-2 第1種許可地域

屋上広告物、壁面広告物  
突出広告物、広告板・広告塔  
塀広告物

第1種許可地域の範囲 ▼参照「地域の区分」5ページ

第1種許可地域は、都市計画区域外や市街化調整区域、住居地域など、山並み、田園、水辺など自然環境に恵まれた地域もしくは落ち着いた住宅地です。

表示する場所の景観特性をふまえ、基準を遵守して屋外広告物を表示してください。



## 自家広告物の適用除外の基準 (許可不要)

許可地域では、表示面積の合計が15㎡までは、許可を受けずに表示できます。

ただし、①許可共通基準 (形状、大きさ、意匠などが周囲の景観に調和) ▼参照3ページ

②広告種別ごとの許可個別基準 (高さ、表示方法など) ▼参照10～11ページ、14～16ページ

以上の基準に適合していなければ表示できません。

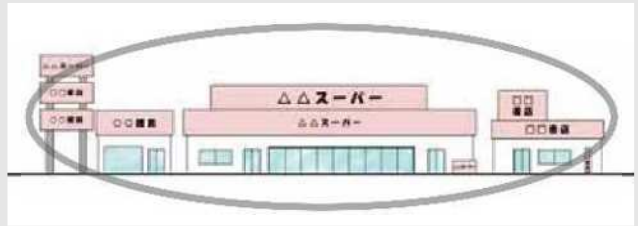
5-2  
地域基準  
第1種許可

## ① 広告物の総表示面積の基準

敷地内に表示できる広告物の総表示面積は上限があります。

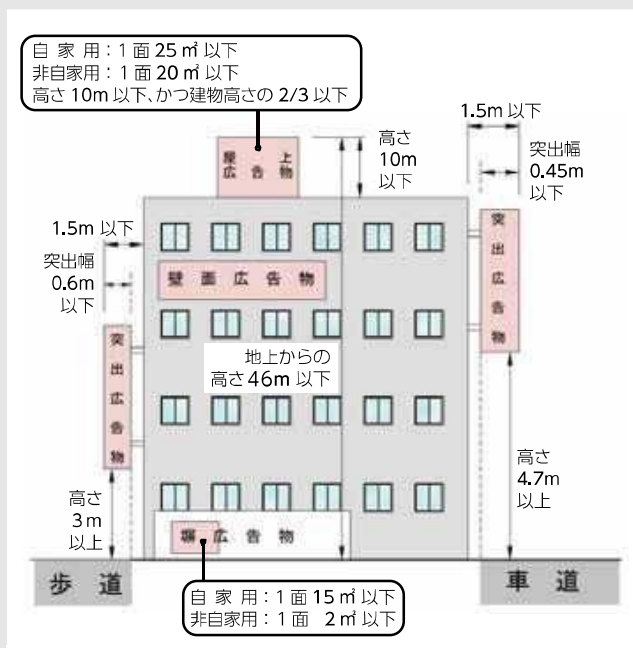
区 分		総表示面積
一般施設の場合		100㎡以下
商業施設等 (延床面積)	2千㎡未満	100㎡以下
	2～5千㎡未満	150㎡以下
	5～10千㎡未満	200㎡以下
	10～15千㎡未満	250㎡以下
	15千㎡以上	300㎡以下

※広告幕など許可期間が2ヶ月以内のものは上記に算入しない



## ② 広告物の種類ごとの許可個別基準

3年



### 【屋上広告物】

- 表示面積：(自家用) 1面 25㎡以下  
(非自家用) 1面 20㎡以下
- 高さ：10m以下  
かつ建築物の高さの2/3以下  
地上から広告物の高さは46m以下
- 表示方法：建築物の壁面の垂直延長面を超えて突出しないこと

### 【壁面広告物】

- 表示面積：  
(自家用) 1面 25㎡以下、かつ合計で当該壁面の1/3以下  
(非自家用) 1面 20㎡以下、かつ合計で当該壁面の1/3以下
- 表示方法：2階以上にある窓など開口部にかからないこと

【突出広告物】

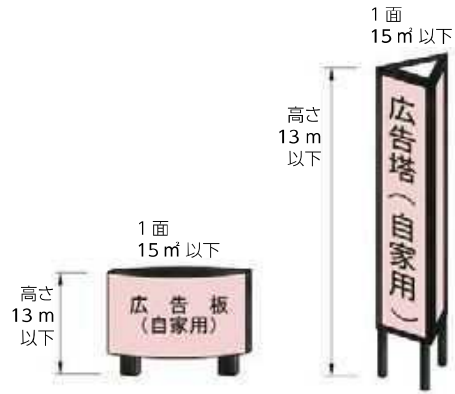
- 突出幅：壁面から 1.5 m 以下、かつ道路境界線から歩道上は 0.6 m 以下、車道上（側溝及び路肩部分を含む。以下同じ。）は 0.45 m 以下
- 下端の高さ：（歩道上） 3 m 以上  
（車道上） 4.7 m 以上
- 表示方法：広告物の上端は、取付壁面の上端を超えないこと
- その他：道路上に突出する場合には、道路管理者の許可が必要

【塀広告物】

- 表示方法：塀の外郭線から突出しないこと  
塀にじか付け又はじか書きとすること  
非自家用は交差点からの距離は 5 m 以上であること
- 表示面積：（自家用） 1 面 15 m<sup>2</sup> 以下  
（非自家用） 1 面 2 m<sup>2</sup> 以下

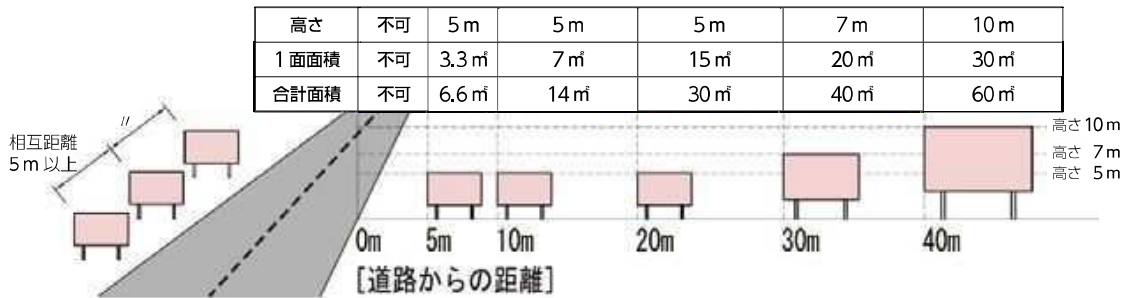
【広告板・広告塔（自家用）】

- 表示面積：1 面 15 m<sup>2</sup> 以下  
（共同表示の場合は 1 面 20 m<sup>2</sup> 以下）
- 高さ：13 m 以下



【広告板・広告塔（非自家用）……いわゆる野立て広告物等】

- 表示方法：交差点等の外縁から 5 m 以上離れていること  
広告物の相互間の距離が 5 m 以上であること  
形状は原則く形とする

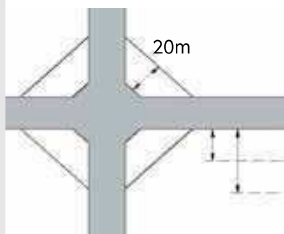


【電光掲示板等（自家用、非自家用）】

- 電光掲示板は、以下の基準のほか、該当する広告物の種類ごとの許可個別基準にも適合しなければなりません。（他の広告物等と一体で表示する場合は、全体として基準を満たす必要があります。）

- 交差点から 20 m 以上離す  
ただし①の場合、表示面積 1 m<sup>2</sup> 以下のものを除く

- 高さ
  - ・ 建植の場合 5 m 以下
  - ・ 建植以外 7 m 以下
- 表示方法
  - 空地に建植する場合は、相互間距離を 5 m 以上



● 表示面積	道路からの後退距離	① 建築物及び建築物敷地を利用するもの	② 空地に建植するもの
		5 m 未満	1 面 3 m <sup>2</sup> 、かつ、合計 6 m <sup>2</sup> 以下
5 ~ 10 m 未満	1 面 6 m <sup>2</sup> 、かつ、合計 12 m <sup>2</sup> 以下	表示不可	
10 m 以上	1 面 12 m <sup>2</sup> 、かつ、合計 24 m <sup>2</sup> 以下	1 面 6 m <sup>2</sup> 、かつ、合計 12 m <sup>2</sup> 以下	

③ 突出広告物の場合：上記にかかわらず、3 m<sup>2</sup> 以下、かつ、合計 6 m<sup>2</sup> 以下

【その他の広告物の個別基準】（基準は 14 ~ 16 ページを参照）

案内誘導広告物、案内図板、置き板、鉄道等の沿線を利用する広告板・広告塔、工事用仮囲いを利用して表示するもの、電柱広告物、街灯柱利用広告物、バス停利用広告物、車体利用広告物、広告幕（懸垂幕・横断幕）、アドバルーン、簡易広告物（はり紙・はり札・広告旗・立看板）

# 5-3 第2種許可地域

屋上広告物、壁面広告物  
突出広告物、広告板・広告塔  
塀広告物

第2種許可地域の範囲 ▼参照「地域の区分」5ページ

第2種許可地域は、商業系または工業系市街地で、産業活動と良好な景観形成との調和をめざす場所です。

商都高崎のイメージ、各企業のイメージ双方が高まるような広告物の表示により、都市の集客力へとつなげることが理想です。



## 自家広告物の適用除外の基準 (許可不要)

許可地域では、表示面積の合計が15㎡までは、許可を受けずに表示できます。

ただし、①許可共通基準 (形状、大きさ、意匠などが周囲の景観に調和) ▼参照3ページ

②広告種別ごとの許可個別基準 (高さ、表示方法など) ▼参照12~16ページ

以上の基準に適合していなければ表示できません。

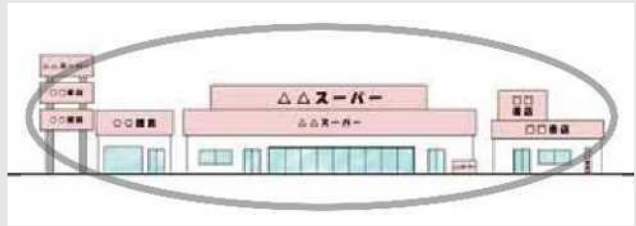
5-3  
第2種許可  
地域基準

## ① 広告物の総表示面積の基準

敷地内に表示できる広告物の総表示面積は上限があります。

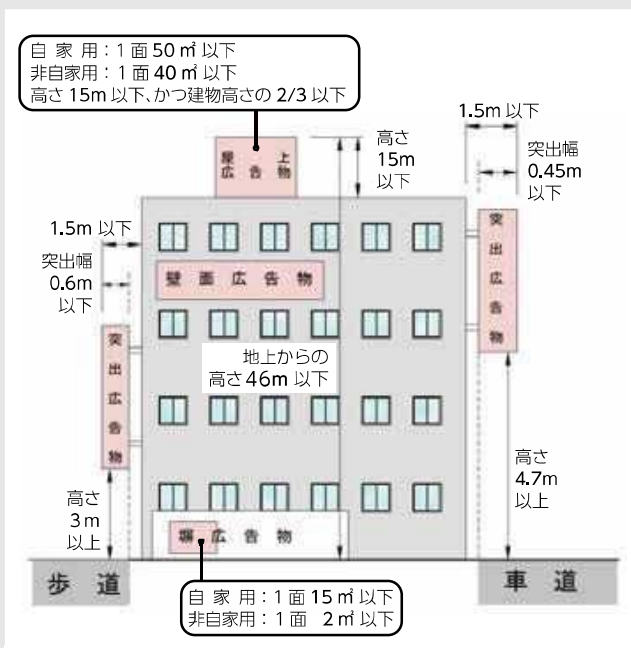
区 分		総表示面積
商業施設等 (延床面積)	一般施設の場合	200㎡以下
	2千㎡未満	200㎡以下
	2～5千㎡未満	250㎡以下
	5～10千㎡未満	350㎡以下
	10～15千㎡未満	450㎡以下
	15千㎡以上	600㎡以下

※広告幕など許可期間が2ヶ月以内のものは上記に算入しない



## ② 広告物の種類ごとの許可個別基準

3年



### 【屋上広告物】

- 表示面積：(自家用) 1面 50㎡以下  
(非自家用) 1面 40㎡以下
- 高さ：15m以下  
かつ建築物の高さの2/3以下  
地上から広告物の高さは46m以下
- 表示方法：建築物の壁面の垂直延長面を超えて突出しないこと

### 【壁面広告物】

- 表示面積：  
(自家用) 1面 50㎡以下、かつ合計で当該壁面の1/2以下  
(非自家用) 1面 40㎡以下、かつ合計で当該壁面の1/2以下
- 表示方法：2階以上にある窓など開口部にかからないこと

【突出広告物】

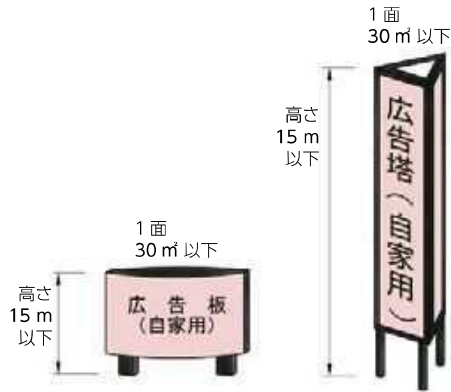
- 突出幅：壁面から1.5m以下、かつ道路境界線から歩道上は0.6m以下、車道上（側溝及び路肩部分を含む。以下同じ。）は0.45m以下
- 下端の高さ：（歩道上）3m以上  
（車道上）4.7m以上
- 表示方法：広告物の上端は、取付壁面の上端を超えないこと
- その他：道路上に突出する場合には、道路管理者の許可が必要

【塀広告物】

- 表示方法：塀の外郭線から突出しないこと  
塀にじか付け又はじか書きとすること  
非自家用は交差点からの距離は5m以上であること
- 表示面積：（自家用）1面15㎡以下  
（非自家用）1面2㎡以下

【広告板・広告塔（自家用）】

- 表示面積：1面30㎡以下  
（共同表示の場合は1面40㎡以下）
- 高さ：15m以下



【広告板・広告塔（非自家用）……いわゆる野立て広告物等】

- 表示方法：交差点等の外縁から5m以上離れていること  
広告物の相互間の距離が5m以上であること  
形状は原則く形とする



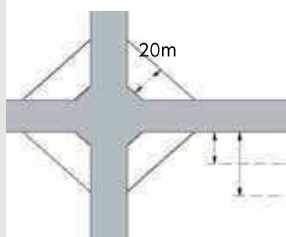
【電光掲示板等（自家用、非自家用）】

- 電光掲示板は、以下の基準のほか、該当する広告物の種類ごとの許可個別基準にも適合しなければなりません。（他の広告物等と一体で表示する場合は、全体として基準を満たす必要があります。）

- 交差点から20m以上離す  
ただし①の場合、表示面積1㎡以下のものを除く

- 高さ  
・13m以下

- 表示方法  
空地に建植する場合は、相互間距離を5m以上



●表示面積 道路からの 後退距離	①建築物及び建築物敷地を利用するもの	②空地に建植するもの
	5m未満	1面3㎡、かつ、合計6㎡以下
5～10m未満	1面6㎡、かつ、合計12㎡以下	1面6㎡、かつ、合計12㎡以下
10m以上	1面12㎡、かつ、合計24㎡以下	1面12㎡、かつ、合計24㎡以下

③突出広告物の場合：上記にかかわらず、3㎡以下、かつ、合計6㎡以下

【その他の広告物の個別基準】（基準は14～16ページを参照）

案内誘導広告物、案内図板、置き板、鉄道等の沿線を利用する広告板・広告塔、工事用仮囲いを利用して表示するもの、電柱広告物、街灯柱利用広告物、バス停利用広告物、車体利用広告物、広告幕（懸垂幕・横断幕）、アドバルーン、簡易広告物（はり紙・はり札・広告旗・立看板）

# 6

## その他の広告物の個別基準

### 【案内誘導広告物 (非自家用)】

3年

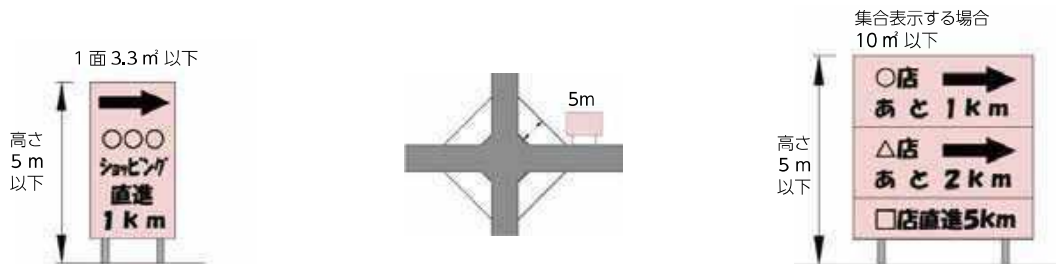
- 表示面積：1面 3.3㎡ 以下、かつ合計 6.6㎡ 以下 (集合で表示する場合は1面 10㎡ 以下、かつ合計 20㎡ 以下。ただし、1つの目的地につき1面 3.3㎡ 以下、かつ合計 6.6㎡ 以下)
- 高 さ：5m 以下
- 表示内容：施設や場所への誘導を目的としていること  
名称、方向、距離を表示し、これらの記載が主たる表示内容であること (表示面積割合の概ね 2/3 以上とする)
- 表示方法：道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと

●距離と範囲：

交差点から5m 以上離す  
目的地から10km 以内

●個数：

1つの交差点等の付近において  
1目的地につき3個以下



名称・方向・距離の記載が、表示面積割合の概ね 2/3 以上を占めること

6  
その他の  
物の個別基準

### 【案内図板 (非自家用)】

3年

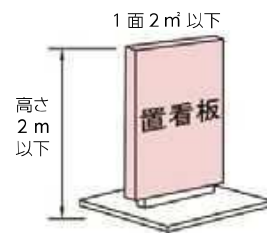
- 表示面積：15㎡ 以下
- 高 さ：5m 以下
- 表示内容：公衆の利便を図るため、地図、路線図、鳥かん図を表示するもの
- 表示方法：道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと



### 【置看板 (自家用のみ)】

3年

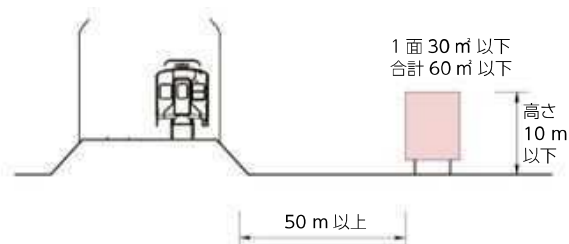
- 表示面積：1面 2㎡ 以下
- 高 さ：2m 以下
- 表示方法：車道上、歩道上に突出しないこと



### 【鉄道等の沿線を利用する広告板・広告塔 (非自家用)】

3年

- 表示面積：1面 30㎡ 以下、かつ合計 60㎡ 以下
- 高 さ：10m 以下
- 鉄道等からの距離：50m 以上
- 広告物の相互間距離：30m 以上
- 形 状：原則く形とする





案内誘導広告物  
案内図板  
看板  
鉄道等の沿線を利用する広告板・広告塔

工事用仮囲いを利用して表示するもの  
電柱広告物  
街灯柱利用広告物  
バス停利用広告物  
車体利用広告物

【工事用仮囲いを利用して表示するもの（非自家用）】

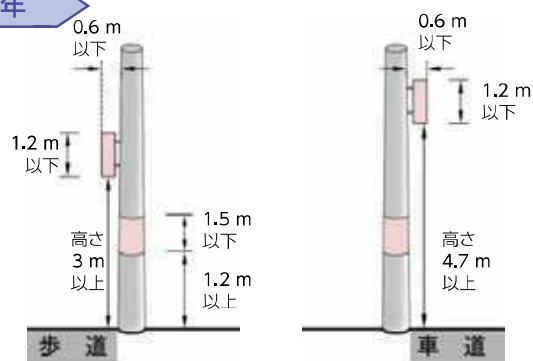
1年

- 表示面積：自家広告物の基準（壁面広告・塀広告）を準用する
- 表示内容：工事中の物件に関する内容であること
- 表示方法：仮囲いにじか付け又はじか書きとすること  
仮囲いの外郭線から突出しないこと

【電柱広告物（非自家用）】

1年

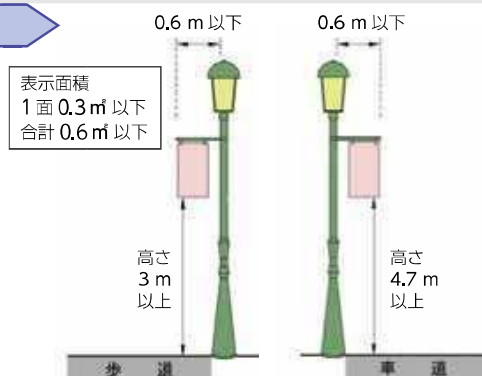
袖付 広告物	下端高さ	(車道上) 地面から 4.7m 以上 (歩道上) 地面から 3m 以上
	出幅	0.6m 以下
	長さ	1.2m 以下
	表示方法	歩車道の区別のある道路では、 歩道側に取り付けること
巻付 広告物	下端高さ	1.2m 以上
	長さ	1.5m 以下
	個数	2個 以下



【街灯柱利用広告物（非自家用）】

1年

- 表示面積：1面 0.3㎡ 以下、かつ合計 0.6㎡ 以下
- 下端高さ：(車道上) 地面から 4.7m 以上  
(歩道上) 地面から 3m 以上
- 個数：1個
- 出幅：0.6m 以下
- 表示目的：商工会、自治会等が会員名、商店街名、町名等を表示するためのものであること



【バス停利用広告物（非自家用）】

3年

1年

〔バス停の上屋を利用するもの〕 3年

- 表示方法：道路上にあっては、道路管理者が定める道路占用の基準に適合すること

〔バス停留所標識を利用するもの〕 1年

- 個数：1個
- 表示面積：バス停留所標識の表示板の1面の面積の1/3以下

【車体利用広告物（非自家用）】

1年

- 表示位置：窓、ドアなどガラス部分と車体前面には表示しないこと
- 表示方法：緊急自動車と紛らわしくないものであること  
運転者を幻惑させるおそれのある発光、色彩、素材を用いたものでないこと

※自家広告物類似の広告物（自ら所有等する車両に自らの名称・商号・業務内容等を表示するもの）については、許可の適用除外とする ▼参照 19ページ

その他の広告物の個別基準（短期広告物）

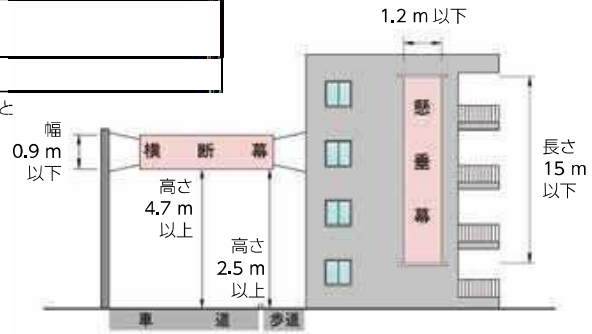
広告幕（懸垂幕・横断幕）  
アドバルーン  
簡易広告物（はり紙、はり札、広告旗、立看板）

【広告幕（懸垂幕・横断幕）】

2ヶ月

懸垂幕	個数	建築物の壁面に表示する場合、1壁面4個以下 支柱等を利用して表示する場合、1支柱2個以下
	大きさ	幅 1.2m 以下、長さ 15m 以下
横断幕	下端高さ	歩道上は 2.5m 以上 車道上は 4.7m 以上
	大きさ	幅 0.9m 以下

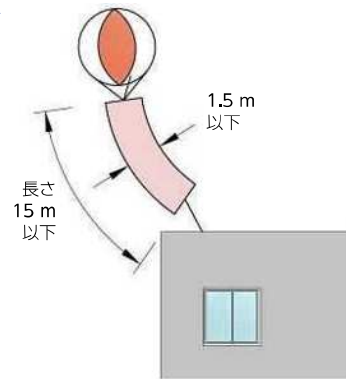
表示方法：懸垂幕、横断幕とも、外周に風圧に耐える措置をとること



【アドバルーン】

2ヶ月

- 規 格 等：広告物は長さ 15m 以下、幅 1.5m 以下の布片に表示し、主綱に緊結すること
- 表示方法：気球部に表示する場合は、じか書きとすること



【簡易広告物（はり紙、はり札、広告旗、立看板）】

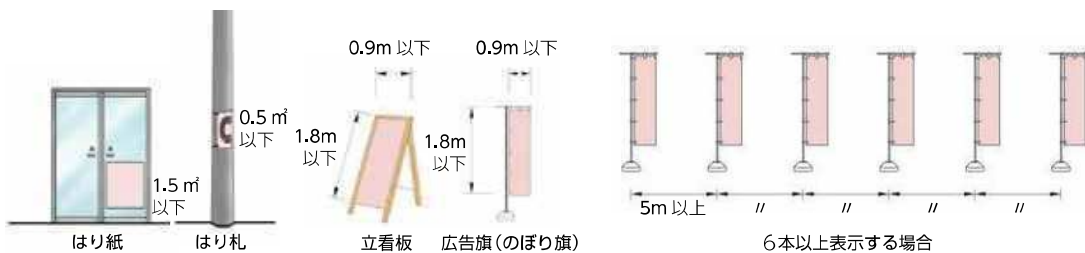
2ヶ月

1ヶ月

一定の条件を満たした簡易広告物は許可不要となる場合があります。 ▼参照「適用除外広告物」17ページ

はり紙 ※	枚数	1面に同一のものを4枚以下
	表示面積	1.5㎡以下
はり札 ※	枚数	1面に同一のものを4枚以下
	表示面積	0.5㎡以下
広告旗 (のぼり旗)	大きさ	縦 1.8m 以下、横 0.9m 以下
立看板 ※	表示方法	6本以上表示する場合は、相互の距離を5m 以上とすること 車道上、歩道上に突出しないこと

※ 表面加工していない紙を使用したものは1ヶ月となります



# 7 適用除外広告物

## 自家広告物の適用除外の基準

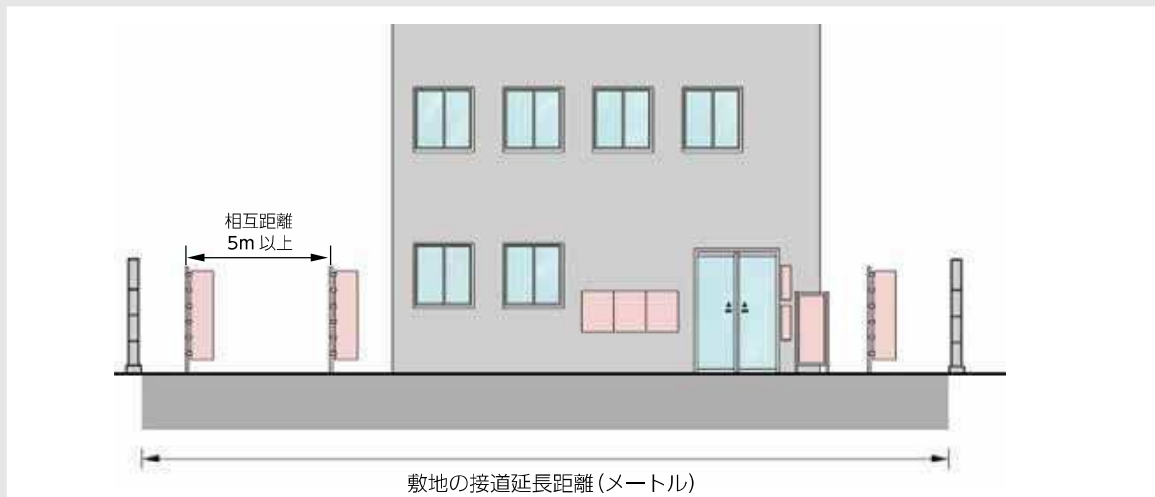
■自家広告物は、地域区分ごとに定められた表示面積などの基準に適合すれば、許可不要で表示できるものがあります。

▼参照「禁止地域」8ページ、「第1種許可地域」10ページ、「第2種許可地域」12ページ

## ■自家用の簡易広告物の適用除外の基準

許可地域における自家用の簡易広告物（はり紙、はり札、広告旗、立看板）は、下記の合計個数（枚数）の基準を満たせば、許可不要で表示できます。ただし、広告物の種類ごとの許可個別基準に適合することが必要です。

▼参照「簡易広告物」16ページ

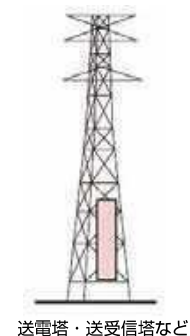


### ■簡易広告物の個数（枚数）の合計

＝敷地の接道延長距離（単位：メートル）÷ 5（端数切り捨て）＋ 5個（枚）以下

## ■自家用の禁止物件に関する適用除外の基準（許可不要）

禁止物件	表示面積		条 件
石垣・擁壁	5㎡以下		物件の所有者・管理者が自己の氏名、名称、店名、商標、事業、営業内容等を表示するもので、許可共通基準に適合するもの
送電塔・送受信塔・煙突・ガスタンク等	禁止地域	10㎡以下	
	許可地域	15㎡以下	





## 自家・非自家広告物共通の適用除外の基準

適用除外になる自家・非自家広告物共通の基準は、下表のとおりですが、許可や届出、協議などの手続きをしなければ適用除外とならないものがありますので、注意してください。

適用除外広告物 <small>条例第12条</small>	内容・基準など	手続要否	禁止地域	禁止物件	許可地域
法令の規定により表示するもの 1-1	 <p>交通標識等 建築確認の表示</p>	不要	○	○	○
公職選挙法による選挙運動のためのポスター・立札等 1-3	選挙告(公)示後、選管の検印を要するポスター等	不要	○	○	○
政治資金規正法第6条の届出をした政治団体の簡易広告物 3-10	表示期間 <b>2ヶ月以内</b> で、表示期間と表示者名を明記したもの	不要	○	×	○
	上記以外のもの (届出により表示期間は最長 <b>4ヶ月以内</b> 。)	届			
国・地方公共団体が公共的 目的をもって表示するもの 1-2	表示期間 <b>2ヶ月以内</b> で、表示期間と表示者名を明記したもの。又は犯罪捜査等に係るもの。	不要	○	○	○
	上記以外のもの	届 協			
公共的団体が公共的 目的をもって表示するもの 6-2		届	×	×	○
公共掲示板に地方公共 団体の定める規程に従 い表示するもの 3-9		不要	○	×	○
公共施設・物件等に寄贈者名等 を表示するもの 2	<p>表示個数：1施設・物件につき <b>1個</b> 表示面積：<b>0.5㎡</b>以下かつ1平面面積の<b>1/20</b>以下</p> 	不要	○	○	○
講演会・展覧会・音楽会・ス ポーツ大会等の会場敷地 内に表示するもの 3-5		不要	○	×	○
営利目的でない講演会・展 覧会・音楽会・スポーツ大 会・労働組合等の宣伝の ため表示するもの 6-1	表示期間： <b>1ヶ月以内</b>	届	×	×	○

### 【届出が必要な場合】

- ・政治資金規正法第6条の届出をした政治団体が簡易広告物を表示するとき
- ・国・地方公共団体や公共的団体が公共的目的をもって表示するとき
- ・営利を目的としない講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会・労働組合等の宣伝のために表示するとき

適用除外広告物 <small>条例第12条</small>	内容・基準など	手続要否	禁止地域	禁止物件	許可地域
祭典・縁日・年中行事のために一時的に表示するもの 3-4	表示期間：祭典などの開催期間中に限定 (事前のPR活動は要手続き)	不要	○	×	○
自己の管理する土地・物件に、 <b>管理上必要</b> なため表示するもの 3-2	表示面積：1面 <b>2㎡</b> 以下 	不要	○	×	○
<b>禁止物件</b> に管理上の必要性により表示するもの 5-2		不要	×	○	○
<b>工事現場</b> の板塀・仮囲い等に表示するもの 3-3	表示期間：当該工事期間に限る 表示内容等：次のいずれかに該当 ・動植物、風景などの絵画・写真で周囲の景観に調和し、かつ営利目的でないもの ・進捗状況など工事現場管理に必要で、かつ合計 <b>10㎡</b> 以下のもの 	不要	○	×	○
<b>電車・自動車</b> に表示するもの 3-6	次のいずれかに該当 ・表示面積が電車1両で <b>15㎡</b> 以下、自動車1台で <b>3㎡</b> 以下 ・公共的目的で表示 ・所有者等の名称、当該車両事業内容を表示	不要	○	×	○
<b>人・動物・車両</b> (電車・自動車を除く)・ <b>船舶等</b> に表示するもの 3-8		不要	○	×	○
<b>他の自治体で登録された自動車</b> に、他の自治体の条例に適合して表示されたもの 3-7		不要	○	×	○

○…表示可 ×…表示不可あるいは該当なし 不要…手続き不要 届…届出が必要 許…許可が必要 協…協議が必要

### 自家広告物 と 非自家広告物 とは

#### ■自家広告物

自己の住居や店舗、事務所、事業所、営業所、作業場若しくはこれらの駐車場で一般に利用されるところに、その名称や商標、事業の内容、取り扱う商品等を表示する広告物のことをいいます。

#### ■非自家広告物

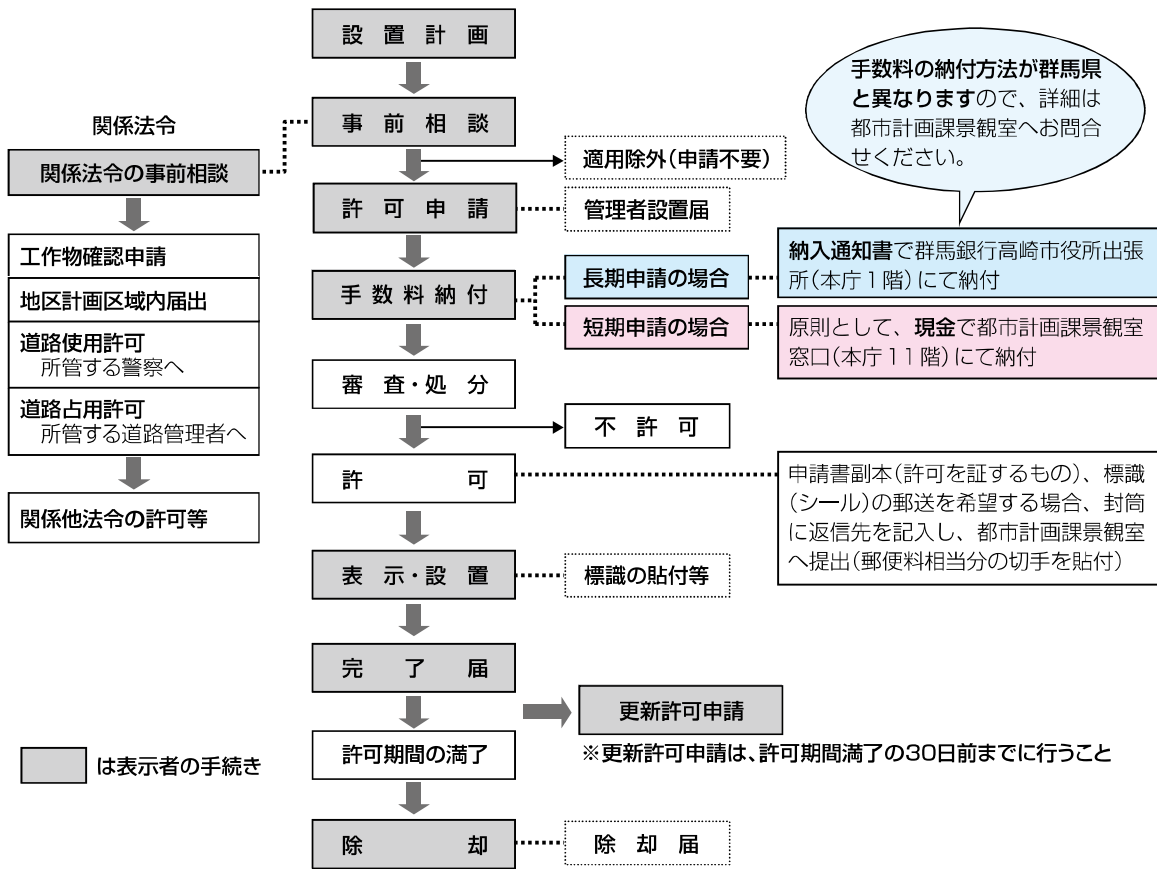
自家広告物以外の広告物のことをいいます。

※自己所有の土地、建物等に広告物を表示する場合でも、その敷地内に店舗等がなかったり、敷地内の店舗の営業に関係ない広告物の場合は、非自家広告物として扱われます。

# 8

表示する前に許可申請が必要です

## 許可申請の流れ



### ■屋外広告物を表示する方は、許可を受けた屋外広告物について、次の義務があります

#### 許可の表示

■許可を受けたときは、交付された標識（シール）を、許可を受けた屋外広告物に必ず貼り付けてください。

#### 管理義務（屋外広告物管理者の設置）

■広告主は、屋外広告物の倒壊や落下等の事故を未然に防ぐために、補修その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保たなければなりません。このため、簡易広告物の表示以外は、屋外広告物管理者を置く必要があります。

■屋外広告物管理者を設置したときは届出が必要です。

■原則として屋外広告物管理者の資格は問いませんが、建物の屋上に表示する屋外広告物で1面30㎡以上の大規模なものの管理者については、屋外広告物法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者（屋外広告士）又は一級建築士、特殊電気工事資格者（ネオン工事に係るものに限る。）のいずれかを置く必要があります。

#### 除却義務（除却の届出）

■次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく屋外広告物を除却すること。

- ・許可や届出の期間が満了したとき
- ・許可等が取り消されたとき
- ・屋外広告物を表示する必要がなくなったとき

屋外広告物許可申請等に必要書類

提出を要する場合	提出書類（正副2部）
<b>長期許可申請</b> 新規に長期広告物を表示する場合	①様式第1号 屋外広告物許可申請書（長期の広告物用） ②付近見取り図と現況写真（表示場所と付近の状況が分かる図面と写真） ③設計図等（広告物等の寸法、面積、形状、材料、構造、色彩、意匠、地上からの高さなどがわかる図面） 【他人が所有・管理する土地・建物等に表示する場合】 土地・建物等の使用承諾書のコピー 【他法令の許可を要する場合】 許可証等のコピー 【自家広告物等のある敷地内に表示する場合】 敷地内の建築物の面積表（延べ面積） （広告物の総表示面積が第1種許可地域で100㎡、第2種許可地域で200㎡を超えるときのみ） 【敷地内に他の広告物がある場合】 配置図、現況写真（当該広告物の表示位置、他の広告物の表示位置・表示面積・形状が分かる図面と写真） 【建築物利用の広告物等の場合】 立面図・平面図、現況写真（建築物の壁面面積、建築物に対する当該広告物の表示位置、他の広告物の表示位置・表示面積・形状が分かる図面と写真） 【道路、鉄道等の沿線に表示する広告物の場合】 配置図、現況写真（当該広告物と道路・交差点・鉄道等の境界線との距離、交通信号機や踏切との距離が分かる図面と写真）
<b>短期許可申請</b> 新規に短期広告物を表示する場合	①様式第2号 屋外広告物許可申請書（短期の広告物用） ②はり紙の場合 はり紙1枚 はり札、広告旗、立看板、広告幕、アドバルーンの場合 ・付近見取り図 ・設計図等（広告物等の寸法、面積、形状、材料、構造、色彩、意匠、地上からの高さなどがわかる図面） 【他人が所有・管理する土地・建物等に表示する場合】 土地・建物等の使用承諾書のコピー
<b>更新許可申請（長期のみ）</b> 許可期間満了後、続けて表示する場合 満了の30日前までに申請	①様式第16号 屋外広告物表示（設置）許可等更新申請書 ②様式第17号 屋外広告物安全点検報告書 ③現況写真 【他人が所有・管理する土地・建物等に表示する場合】 土地・建物等の使用承諾書のコピー 【他法令の許可を要する場合】 許可証等のコピー
表示（設置）完了届	①様式第7号 屋外広告物表示（設置）完了届出書 ※1部提出 ②現況写真
変更・改造申請	①様式第18号 屋外広告物変更（改造）許可申請書 ②設計図等（広告物等の寸法、面積、形状、材料、構造、色彩、意匠、地上からの高さなどがわかる図面） 【他人が所有・管理する土地・建物等に表示する場合】 土地・建物等の使用承諾書のコピー 【他法令の許可を要する場合】 許可証等のコピー 【自家広告物等のある敷地内に表示する場合】 敷地内の建築物の面積表（延べ面積） （広告物の総表示面積が第1種許可地域で100㎡、第2種許可地域で200㎡を超えるときのみ）
<b>屋外広告物管理者設置届</b> （管理者の変更、その他の内容の変更を含む）	①様式第24号 屋外広告物管理者（表示者・設置者）設置（変更）届出書 ※1部提出 【屋上広告物で1面の表示面積30㎡以上のものを管理する場合】 屋外広告士、一級建築士、特殊電気工事資格者のいずれかの資格証等のコピー 【新規に長期許可申請を行う場合】 様式第1号の「屋外広告物管理者」欄の記載をもって届出とする
屋外広告物表示届（長期）	①様式第8号 屋外広告物表示（設置）届出書（長期の広告物用） ②添付書類は長期許可申請に準ずる
屋外広告物表示届（短期）	①様式第9号 屋外広告物表示（設置）届出書（短期の広告物用） ②添付書類は短期許可申請に準ずる

・「現況写真」は原則としてカラーで撮影3ヶ月以内のものとします。上記のほかにも、市長が必要と認める書類を提出していただくことがあります。

# 9

広告物の種類に応じて許可期間と許可申請手数料が定められています

## 許可期間と手数料

### 広告種別ごとの許可期間と手数料一覧

区分	期間	対象となる広告物	手数料			
			単位	金額		
許可	長期	3年以内	広告板・広告塔、屋上広告、壁面広告、塀広告物、電光掲示板等	1 mまでごと	480円	
			アーチ	1 個	5,600円	
		1年以内	電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停標識利用広告物	1 個	280円	
			工事中仮囲い利用広告物	1 mまでごと	220円	
			車体利用広告物	全体を利用するもの	1 台	1,000円
				その他	1 個	300円
	短期	2ヶ月以内	はり紙 ※	50枚までごと	280円	
			はり札 ※	10枚までごと	550円	
			広告旗（のぼり旗）	1 本	220円	
			立看板 ※	1 個	280円	
			広告幕	1 張	330円	
			アドバルーン	1 個	1,500円	
届出	長期	3年以内	広告板・広告塔、屋上広告、壁面広告、塀広告物、電光掲示板、アーチ等（ただし、交通標識など法令の規定により表示する広告物は届出不要）	手数料は不要 ▼参照18ページ 「届出が必要な場合」		
		1年以内	工事中仮囲い			
	短期	4ヶ月以内	政治資金規正法第6条の届出を行った政治団体が表示する簡易広告物			
		2ヶ月以内 ※	はり紙、はり札、広告旗（のぼり旗）、立看板、広告幕、アドバルーン			
		1ヶ月以内	営利目的でない講習会・スポーツ大会・労働組合などの広告物、ポスター等			

※ 表面加工のない紙を使用したものは、1ヶ月以内となります

#### 長期申請の場合の納付方法

■市から発行する納入通知書で群馬銀行高崎市役所出張所（本館1階）にて納付していただきます。

【納入通知書の郵送を希望する場合】

郵便料相当分の切手を貼り、返信先を記入した封筒を都市計画課景観室に提出してください。

【群馬銀行高崎市役所出張所（本館1階）以外の金融機関で納付する場合】

入金確認に日数がかかるため、許可をお急ぎの際は、領収証書を都市計画課景観室にFAXの上、電話連絡願います。

#### 短期申請の場合の納付方法

■原則として現金で都市計画課景観室窓口（本庁11階）にて納付していただきます。



# 10

## 違反広告物に対する措置、罰則

違反広告物を表示するなど、条例の規定に違反した場合は、許可等の取消しや勧告、措置命令、罰則の適用などが行われます。

### 違反広告物とは

条例や規則に違反する屋外広告物は、次のようなものをいいます。

- 禁止地域や禁止物件に表示された屋外広告物 ▼参照「屋外広告物とは」4ページ、「禁止地域・場所」6～7ページ
- 禁止広告物 ▼参照「屋外広告物とは」4ページ
- 必要な許可を受けずに表示された屋外広告物  
▼参照「地域別基準」(主な広告物)8～13ページ、「その他の広告物の個別基準」14～16ページ、「適用除外広告物」17～19ページ
- 許可条件の違反や、管理義務、除却義務を怠った屋外広告物  
▼参照「許可申請の流れ」20～21ページ、「許可期間と手数料」22ページ

### 違反に対する措置等(条例第23条、第24条、第25条)

違反者に対しては、次のような措置が行われる場合があります。

- 広告物の表示等の許可を受けた者が違反や不正を行ったときは、許可を取り消します。
- 違反広告物を表示した者に対して、改修、移転又は除却など、必要な措置を行うよう文書で勧告します。
- 勧告に従わない場合には、措置命令を発します。この命令に従わないと屋外広告業の登録の取消や告発を行います。
- 違反広告物が、はり紙や立看板などの簡易広告物の場合、職権により除却したり、高崎市違反簡易広告物除却活動団体のボランティアが除却します。

### 罰則(条例第5章)

条例に違反して、屋外広告物を表示した場合や屋外広告業を営んだ場合には、次のような罰則が課せられることがあります。なお、これらの罰則は、屋外広告業者及びその従業員の両者に適用されることがあります。

- 登録を受けず屋外広告業を営んだ場合、不正の手段により登録を受けた場合、営業停止の命令に違反した場合(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- 勧告や措置命令に従わなかった場合(50万円以下の罰金)
- 禁止地域、禁止物件、許可地域の規定に違反して屋外広告物を表示した場合、許可を受けずに屋外広告物の変更改造をした場合、除却義務違反、業務主任者を選任しなかった場合(30万円以下の罰金)
- 虚偽の報告をした場合や、立ち入り検査を拒んだ場合(20万円以下の罰金)
- 必要な届出等をしなかった場合(10万円以下の罰金) など

高崎市では、特定の違反広告物を除却することができる市長の権限の一部を違反簡易広告物除却活動員に委任し、行政と市民が一体となって違反広告物の除却活動を行います。

これにより違反広告物を一掃し、都市景観の保持ならびに向上を進めます。

▼「高崎市違反簡易広告物除却活動マニュアル」参照



違反した簡易広告物の除却(他市)

# 11

屋外広告業を営む方は登録が必要です

## 屋外広告業の登録

### 屋外広告業とは（屋外広告物法第2条）

屋外広告業とは、広告主から屋外広告物の表示に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。元請け又は下請け、個人又は法人といった立場は問いません。

#### 屋外広告業に該当しない場合

- 屋外広告物の表示に関する工事を業として請け負わない場合の広告代理業等
- 単に屋外広告物の印刷、製作等を行うだけで、屋外広告物の表示や設置を行わない場合

### 屋外広告業の登録（条例第36条、第37条、第40条、第46条、第47条、第53条）

- (1)高崎市内で屋外広告業を営む場合には、高崎市長の登録を受けなければなりません。
- (2)登録の有効期間は5年です。期間満了後も継続して営業する場合には、満了日の30日前までに更新登録を受けなければなりません。
- (3)登録申請手数料は10,000円です。(新規・更新とも)

### 業務主任者の設置（条例第45条）

屋外広告業者は、条例の規定を遵守して屋外広告物を適正に表示するため、営業所ごとに、業務主任者を選任し、その業務に関する総括を行わせなければなりません。

#### 業務主任者の資格要件（次のいずれかに該当）

- ・屋外広告士（法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が実施する試験合格者）
- ・都道府県、指定都市、中核市が行う屋外広告物講習会修了者
- ・職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者であって、広告美術仕上に係るもの

### 登録の取消し、営業の停止（条例第49条）

屋外広告業者が、次に該当した場合には、登録の取消しや6ヶ月以内の営業停止処分を受ける場合があります。

- ・違反広告物を表示したとき
- ・不正の手段（名義貸し等）により登録を受けたとき
- ・役員等が罰金以上の刑（他の自治体の条例に違反した場合も含む）に処せられたとき
- ・業務主任者を設置していないとき

※ 屋外広告業の登録に関する詳細は「高崎市屋外広告業登録制度の手引き」をご覧ください。

## 高崎市民が大切にしたい景観

高崎らしさの現れた景観  
～次の世代へ引き継ぐ～



求心力ある中核都市としての都市デザイン



ひとまわり大きくなった高崎の第二の要・問屋町



市街地を取り囲む榛名山をはじめとする山並み



烏川や榛名湖などの清々しい水辺景観



市民がホッとできる都市の中の自然



数ある古墳群と天平時代の国分寺跡



西上州一の城郭だった箕輪城を筆頭とする古城の跡



荘厳な榛名神社や地域を守る神社・寺院



蚕や繭、桑畑と共に生きた地域の記憶



古くから交通の要衝として栄えてきた高崎の歴史



高崎近郊に今も息づいている日本の原風景



生業や地縁と結びついた伝統的景観

より魅力的な高崎市の街並み形成のために守っていただきたいこと

# 12

## 景観 × 広告ガイドライン

### ■ 地域の人々に愛され親しまれる美しい広告物の表示に向けて

高崎市は、景観法に基づく景観行政団体として景観計画を定めています。

美しい景観を守り育むためには、景観を構成する様々な要素が調和し、一体となった計画を進めていくことが大切です。

このため本市では、屋外広告物条例においても、屋外広告物の表示等に関して「高崎市景観計画」を遵守すべきことを責務として定め、市民・事業者の皆さんには良好な景観に配慮した屋外広告物の表示にご協力いただきます。

そこで、この章では、高崎の景観を魅力的に彩るために効果的なポイントを掲げました。広告物の役割とそれぞれの設置場所の特性を踏まえ、地域の人々から愛され、親しまれる広告物のプランづくりにお役立て下さい。



「**広告物**」は

表示するひとにとっては・・・

**事業活動の宣伝ツール**

やっぱり  
目立たせたい！

**バランスが大切**

景色にうまく  
溶け込んで欲しい！

見るひとにとっては・・・

**街並みや風景の一部**

**街並み景観の魅力が都市に人を呼ぶ時代です**

例えば

### 観光地

#### 自然風景と 人の営みの 調和

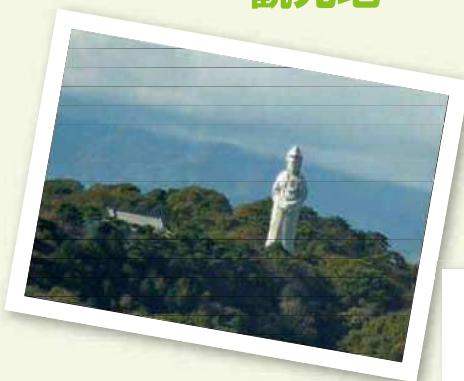
——その場所の主役、一番引き立たせたいものは何ですか？

#### 訪れる人に わかりやすい 広告物

——その広告物は、観光客が見たい景色をじゃましていませんか？

【シーニック・バイウェイ (Scenic Byway)】

「目的地に至るまでの道ながらも また 観光地です」という考え方。



#### 店舗の魅力 内と外

——街並みが醸し出す雰囲気がにぎわいを呼びます

#### 高崎のまち全体の魅力を高める

——その広告物は、通りや街並みのイメージを壊していませんか？



例えば

### 商業地

落ち着いた広告物のデザイン例 1

図と地を反転する

地色に鮮やかな色彩が用いられている場合は、配色を反転し図的要素に鮮やかな色彩を用いると、配色のイメージを保ちながらもけばけしさを抑えることができ、周囲との対比が和らぎます。

コーポレートカラーなど、企業イメージを尊重しながらも周囲との調和が期待される場面で効果的な方法です。



落ち着いた広告物のデザイン例 2

表示面に額縁をつける

広告物の四方に額縁のように白い枠を設けると、全体の面積は変えずロゴマーク等のイメージを保ちながら、高彩度色の面積を減らすことができます。

既存の躯体や広告板を用いるときにも導入しやすい方法です。



落ち着いた広告物のデザイン例 3

文字サイズのバランスを考える

大きな文字や太い文字にはインパクトがありますが、正しい情報の伝達という点では、必ずしも適切だとはいえません。

広告物の大きさや形態などを考慮して適切な「間」をもたせた読みやすい表示面をデザインしましょう。



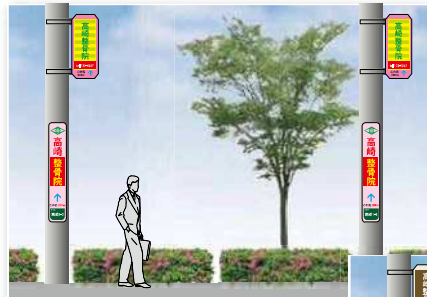
#### 落ち着いた広告物のデザイン例 4

### 色数を抑える

必要以上に色彩を用いると、様々な情報が主張しあい、見るひとに混乱を与えます。

広告物全体のイメージを伝える色彩と、マーク、文字などの機能的な色彩のバランスを考えて、必要以上に過剰な表現にならないよう注意しましょう。

色相を十分に見分けることが困難な人も少なくありません。色の違いだけでなく、明るさの違いや形の違いによる情報を組み合わせて考えましょう。



↑ 改善前のイメージ

派手な色彩がぶつかり合い、どこを見ればよいのか、見る人を戸惑わせます。

ポイントとなる名称やキャッチコピーなどが明快に伝わりつつ、周囲の景観を害しません。

↓ 改善後のイメージ



#### 落ち着いた広告物のデザイン例 5

### 素材色・質感を生かす

色彩による表面的な装飾ではなく、木材や金属などが持つ本来の素材感を生かし、照明なども工夫すると、より高級感のある普遍的な表現になります。

特に木材などは、プラスチックや塗料などによる表現では得ることのできないエイジング（時間を経ることによって風格が出ること）の魅力が加わります。



↑ 改善前のイメージ

落ち着いたきのない広告物が、扱う商品のイメージを害していないでしょうか。

店舗や商品の個性を嫌みなく伝え、時代を超えた魅力を感じさせます。

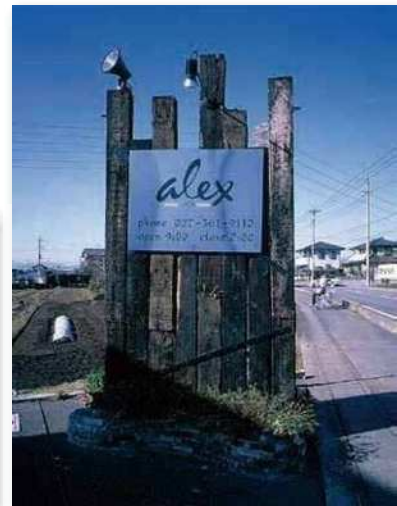
↓ 改善後のイメージ



#### たかさき都市景観賞の受賞作品から

市内の身近なところにも、景観に配慮し、お店の魅力を余すところなく伝える素晴らしい広告物がみられます。

こうした広告物は、事業主にとってステイタスとなるばかりでなく、広告業界の優れた技術力とセンスを示し、新たな顧客獲得に向けた良い宣伝になります。



## 高崎にふさわしい 景観×広告のすすめ

## 周囲にあわせる広告物のデザイン

### 周囲にあわせる広告物のデザイン例 1

#### 背景にあわせた地色を選ぶ

ひとつの色彩の周囲には必ず別の色彩が存在します。美しい広告物を計画するためには広告物そのものだけでなく、周囲の色、特に背景となる街並みや自然の色との調和が欠かせません。

高崎市の大半は豊かな自然に恵まれた田園地域です。こうした地域では、背景の自然と対立するのではなく、むしろ背景になじむような落ち着いた色彩を地色とすることが大切です。

こうしたことから、木材などの素材色も積極的に活用するように検討して下さい。

「高崎らしさの現れた  
景観」を大切に



#### 改善前のイメージ

穏やかな自然の緑の中で、彩度の高い人工物の色彩が突出しています。



#### 改善後のイメージ

周囲の自然と違和感なく調和し、ゆったりと落ち着いた雰囲気も伝わります。

### 周囲にあわせる広告物のデザイン例 2

#### 稜線を遮らない高さとする

高崎市民は「山」が見えることにこだわりがあります。道路沿いの広告物は、稜線の連なりを遮らないよう配慮し、山並みと広告物がともに美しく見えるような高さに収めた方が喜ばれます。



#### 改善前のイメージ

広告物によって山並みの連なりが遮られた印象があります。



#### 改善後のイメージ

稜線の下に収めることにより、連続した山並みを眺めながらドライブすることができます。

まち  
山の見える都市



### 周囲にあわせる広告物のデザイン例 3

## 建築物との調和を考える

様々な要素が混在する都市部では、広告物の設置面となる建築物との調和が大切です。

建築物の形態に合わせて広告物の設置場所を計画したり、建築物の基調色と広告物の地色に共通性をもたせるなどの工夫も必要です。

広告物だけを切り離して考えるのではなく、ベースとなる建築物のデザインを理解しながら広告物のデザインにあたるのが大切です。



↑ 改善前のイメージ

建築物の形態や色彩に関わりなく広告物が設置されており、乱雑な印象を与えています。

建築物の地色を生かしたり、屋上設備機器を隠しながら広告物を設置しています。広告物が高さを調整する役割を担い、建築物のスカイラインが揃うだけでなく空が広く感じられるようになりました。

↓ 改善後のイメージ



### 周囲にあわせる広告物のデザイン例 4

## 隣り合う広告物との調和を考える

主要交差点などでは多くの広告物が乱立し景観を混乱させる要素となっています。

個々の要望に従ってデザインするばかりでなく、すでにある広告物との調和を考慮することも大切です。

広告物どうしの地色をそろえたり、形態や色彩、情報に共通性をもたせてユニット化すると、わかりやすくすっきりとした表現になります。



↑ 改善前のイメージ

一つひとつの広告物はよく目立つ色彩を使用していますが、互いに主張しあい店名等の情報が記憶に残りません。

全体に共通性のある落ち着いた色彩でまとめています。文字数などの要素は改善前とほとんど変わりませんが、店名を表示面の下部に配置するなど、レイアウトに規則性をもたせているため情報が記憶に残りやすくなります。 ※あくまでイメージのため、許可個別基準に適合しない表示方法等になっています。

↓ 改善後のイメージ



### 周囲にあわせる広告物

## まちの景観資源との調和を考える

現在ある高崎市の魅力的な景観資源が損なわれないように広告物を表示してください。

※高崎市景観重要建造物、国登録有形文化財、史跡等の周囲など

風格とにぎわいの  
都心部



## 高崎にふさわしい 景観×広告のすすめ

# 見る人にあわせる広告物のデザイン

### 見る人にあわせる広告物のデザイン例 1

#### 適切な情報量を考える

多くの人々は歩きながら、あるいは移動する自動車の車窓から広告物を眺めています。

特に、幹線道路沿道の広告物は高速で移動する**ドライバーの視覚特性**にあわせて情報を整理することが大切です。

時速**60km**で移動する自動車は**100m**先の広告物に**6秒**で到達しますが、この間で適切な情報が読み取れる時間は**3秒**に満たないといわれています。(道路標識設置基準など)

わずかの時間に的確な情報を提供するために、**必要以上の情報を詰め込むのではなく、店名(商品名)や到達距離、方向など必要最低限の情報を絞り込んで表示することが効果的**です。



#### ↑ 静止時のイメージ

広告物に近づき立ち止まって見れば、細かな情報も目に入ります。



#### ↑ 移動する車窓から見たイメージ

情報を詰め込んでも移動する車窓からは限られた情報だけしか受け取ることができません。

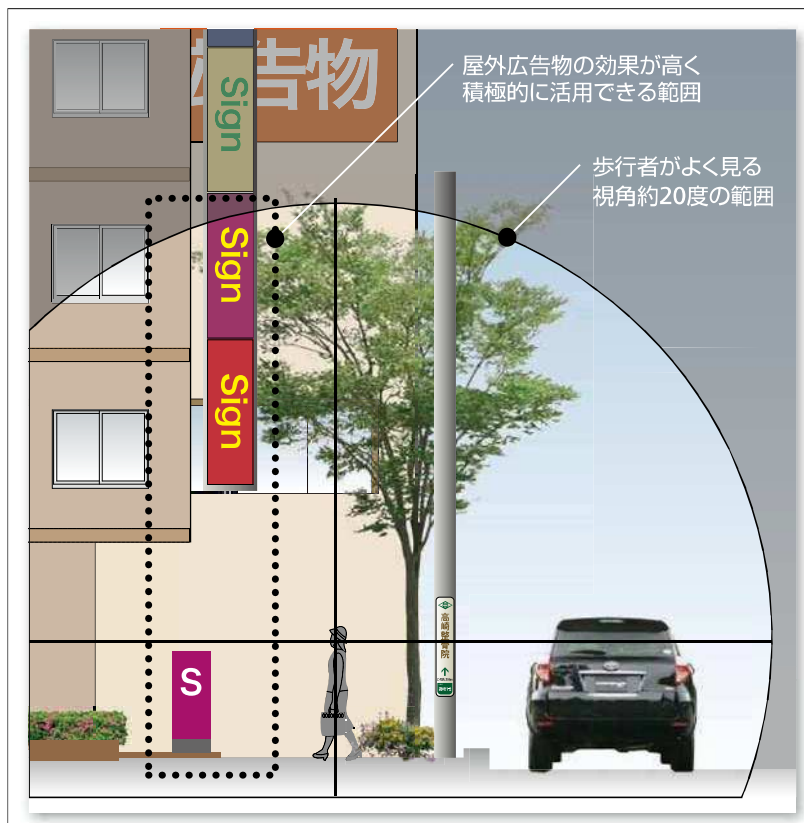
### 見る人にあわせる広告物のデザイン例 2

#### 低層階に集約する

歩行者が歩きながら目を動かしている視野範囲は、およそ**20°**といわれており、一般的な歩道上から見やすい範囲は建物の**3階以下の低層部**に相当します。(『屋外広告の知識』ぎょうせい)

このため、まちなかで効果的な広告を展開するためには、**広告物を低層部に集約し、街のにぎわいの演出とともに必要な情報を提供することが大切**です。

一方、高層部の広告物は遠距離から視認されることから、広告物の機能を高めるためには、**明度対比を効かせた落ち着いた色彩を用い、情報量を絞り込むことが大切**です。



市内の景観×広告の例

まちのにぎわいと品格・・・美しい景観の形成に屋外広告物は大切な役割を担っています

歴史を紡ぐ



場所と表現を工夫する



素材を生かす



魅力的な夜景をつくる広告物

適切な照明計画が美しい夜の風景を彩ります

一日のおよそ半分は夜です。都市部の広告物には魅力的な夜景を演出する役割も期待されています。照明計画を工夫し、季節や時間帯、店舗の特性を生かす光の演出を採り入れましょう。一方、周辺の住環境への配慮も忘れず、美しい夜景づくりと省資源のバランスも考えましょう。



# 高崎市屋外広告物条例の手引き

平成23年4月 初 版  
平成29年4月 第2版

高崎市

都市整備部 都市計画課 景観室

〒370-8501 高崎市高松町35番地1  
TEL 027-321-1350 FAX 027-323-5296  
URL <http://www.city.takasaki.gunma.jp/>